

**函館地方裁判所委員会（第17回）及び函館家庭裁判所委員会（第17回）議事概要**  
( 函館地方・家庭裁判所委員会事務局 )

**1 日時**

平成22年3月18日(木)午後3時00分～午後4時50分

**2 場所**

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

**3 出席者（敬称略）**

(地裁委員) 伊藤政洋, 岡嶋一夫, 高橋貞春, 永澤和枝, 橋田恭一, 平野美智子, 嶋田敬昌, 高瀬保守

(家裁委員) 北村千尋, 藤井壽夫, 三上昭廣, 森越清彦, 大畠崇史

(兼務委員) 春日和彦, 野原一郎, 信濃孝一

(地裁事務局) 事務局長小才度富健, 事務局次長二本柳聡, 民事首席書記官高橋潤一, 刑事首席書記官遠藤清典, 総務課長村上奉文, 総務課課長補佐山室全由, 会計課長鎌田幸生

(家裁事務局) 事務局長加藤豊, 事務局次長小田修, 首席家庭裁判所調査官細田隆, 首席書記官高橋政美, 総務課長紺野陽一, 総務課庶務係長福田裕子

**4 議題**

裁判所の仕事と施設について

**5 机上配布資料**

(1) 進行次第

(2) 着席図

(3) これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

(4) リーフレット「裁判所ナビ」

**6 議事**

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 新委員から自己紹介

(3) 委員長選出

互選により函館地方・家庭裁判所長信濃委員が委員長に就任した。

(4) 裁判所の仕事と施設について

(委員, 事務局から説明の後, 裁判員法廷, ラウンド法廷, 家庭裁判所の順に見学を行った。)

(委員長)

先ほど, 裁判所の仕事の説明や施設の見学をしていただいたが, これについての感想や質問などがあれば, 伺いたい。

(委員)

裁判官と書記官・事務官との仕事の分担や連携、裁判官の一日についての説明を伺いたい。

なお、労働審判のような特徴的な制度、函館地家裁管内の支部や出張所での事務処理の方法、地方裁判所と簡易裁判所との相違なども説明していただければ幸いである。

(委員)

検察審査会の設立や構成、また、事件の審理期間について知りたい。

(委員長)

本日の委員会のテーマとしては、裁判所が主として行っていることはどのようなことを御説明した上で庁舎内を見学していただき、裁判所の仕事と施設についての御意見を賜ることを予定しているので、労働審判の制度、簡易裁判所や検察審査会の仕事や審理期間などについては、これらの事項をテーマとして取り上げた場合にどのような形で意見交換ができるのかといった点も含めて更に検討したい。

裁判官と書記官との分担や連携、仕事の態勢、裁判官の一日について裁判官の委員に説明していただきたい。

(委員)

書記官は主に裁判手続き、記録や調書の作成を行っている。裁判官の意を受けて、当事者との連絡調整を行い、期日の空転を防ぎ、円滑に裁判が進むように、より実質的な役割を担っている。また、書記官を補助する事務官とも連携を図っている。

裁判官の一日については、それぞれの裁判官により仕事のスタイルは異なると思う。自宅に仕事を持ち帰る者や夜遅くまで裁判所に残って仕事をする者もいる。私が判決を作成するのは、日中ではなく、一人で集中でき心を落ち着ける夜が多い。裁判官の仕事は請負職人のイメージと似ている。一定の報酬を受け取り、一定の期日までに責任を持って仕上げる技術職のようなものであると思う。

(委員)

裁判所は想像していたよりもソフトな感じで、威圧的ではないと感じた。そのソフトな中で、傍聴等の際の危険について、どう防いでいるのか伺いたい。

(事務局)

紛争を扱っている以上、危険性は常にあると考えている。家庭裁判所では、申立の際に暴力が予想されるかどうかなどといった情報を聞き、構内における暴力など不測の事態が生じるおそれがある場合には、どのような態勢をとるかを検討し、場合によっては金属探知機を使用する等をして、構内における事故を未然に防いでいる。

刑事事件では、暴力団関係者の傍聴が予想される場合は所持品検査等を行うなど、必要に応じた警備体制の強化等を図っている。

(委員長)

開かれた裁判所を実現しながら不測の事態を防止するために、警備をどの段階でどのように厳しくするかは大きな問題である。特に近年の世情を考えると、避けて通れない問題であるので裁判所としても十分な検討を重ねている。

(委員)

裁判官の説明の中で、判決などを自宅に持ち帰って静かに作成するという話がでていたが、病院のすう勢では個人情報保護について厳しくなっており、持ち出しはカルテ1冊たりとも許されていない。裁判所では、個人情報である裁判の記録等を庁舎外に持ち出す問題について、どう考えているのか。

(事務局)

裁判所では個人情報の取扱いについて、最高裁判所の情報管理の在り方の指針に基づき、管理を厳格に行っている。裁判官が情報を庁舎外に持ち出す際のセキュリティの指針もある。また、指針が守られているか定期的に点検を行っている。

(委員)

裁判官と中学校、高校の生徒指導担当者との協議会は現在も行われているのか。私が教師をしていたときの経験ではあるが、教師と家庭裁判所調査官との間で、非行少年に対する見方、意識に乖離があると感じたことがある。

(委員長)

そのような協議会は定期的開催している。協議会のテーマの設定や意見交換の在り方については、様々な御意見をいただいて必要があれば、更に検討していきたい。

(委員)

本日の説明や施設の見学を通じてより身近に開かれた裁判所にはなっていると感じたが、マスコミ業界に身を置く立場としては、メディアに対しては厳しい規制があると思っている。規制と開かれた裁判所について、どう考えているのか。

(委員長)

この委員会は、どうすれば裁判所を利用しやすくなるかという意見を交換する場であり、特定の業界との関わり合い方については、委員会の趣旨からはずれるので回答は差し控えたい。法廷を見学してどのような感想を持たれたか。

(委員)

裁判員法廷の法壇が10センチメートル低くなったとの説明があったが、かなり目線がフラットに感じた。

(事務局)

裁判員制度の導入により裁判員として市民が参加することを意識し、裁判官、検察官、弁護士及び被告人等のお互いの目線がフラットになるように、法壇を低くし、目線を下げた。

(委員長)

法壇が他の当事者席よりも高いのは、決して見下すためというわけではなく、円滑な裁判の進行を図るため法廷内の全体を見渡す必要があるなどの理由によ

るものであり、法壇を低くすることにより、法廷内の見渡せる範囲が減って訴訟指揮を行う上でやりにくくなった面もあるのは事実であるが、裁判員となった方々からは好評を得ている。また、御覧いただいたようにラウンド法廷では裁判官と当事者が全く同じ目線で裁判を行うことになり、法廷とは違って形式張らずに話し合うことができるといった感想も聞かれるなど、裁判所としても目線をどのようにして裁判をすべきかとの兼ね合いを考えている。

(委員)

家庭裁判所の申立人待合室、相手方待合室では、複数の当事者と同じ部屋にいることになる。お互いが対面しないように、一方向を向くような配置をするなど工夫をしている様子はいかがだが、他人には聞かれたくない話をするのが難しい状況であると思われるので、警備の面でいろいろと難しい面もあると思われるが他人に聞かれずに話をできる場所の工夫する余地はないか。

(事務局)

当庁は昭和60年築の建物を改修しながら使用しているため、物理的にすべての要求を満たすのは難しいが、空いている部屋を使用することも可能な場合もあると思われるので、御意見についてはさらに検討していきたい。

また、当事者のプライバシー保護から、当事者を調停室に案内する際に待合室では個人名ではなく、例えば、「1号調停室の札を持っている方」と呼びかけをするなどの配慮をしている。

(委員)

DV事案の夫婦関係調整事件において一方当事者が調停室で顔を合わせるだけで震えがくと申し述べているような場合、調停室を別々にして調停委員がそれぞれの調停室を行き来するなどの配慮をしているところである。

施設の構造上無理な場合もあるが、一つ一つの事件について、当事者のプライバシーの保護や安全確保を個別に対処していく必要があるものと考えている。

(5) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、7月9日(金)午後3時からとすることでよろしいか。

(異議なし)

(6) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが、「家庭裁判所の現状」及び「平成21年度の事件のすう勢について(報告)」というテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をい

ただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様  
様の御協力に厚くお礼申し上げます。

( 7 ) 閉会宣言 ( 総務課長 )

以 上

## 函館地方裁判所委員会委員名簿

### 〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館青年会議所指導力開発委員会委員長	伊 藤 政 洋
函館市町会連合会副会長	岡 嶋 一 夫
札幌テレビ放送函館放送局長	春 日 和 彦(家裁委員兼務)
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆(家裁委員兼務)
函館司法書士会所属司法書士	高 橋 貞 春
函館市女性会議会長	永 澤 和 枝
函館市教育委員会委員長	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会部会長	平 野 美智子

### 〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋 田 敬 昌
-------------	---------

### 〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野 原 一 郎(家裁委員兼務)
------------	-----------------

### 〔4号委員〕

函館地方裁判所長	信 濃 孝 一(家裁委員兼務)
----------	-----------------

### 〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	高 瀬 保 守
------------	---------

## 函館家庭裁判所委員会委員名簿

### 〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

北斗市市民部市民課長	岡 村 弘 之
札幌テレビ放送函館放送局長	春 日 和 彦（地裁委員兼務）
函館調停協会副会長	北 村 千 尋
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆（地裁委員兼務）
函館市社会福祉協議会総務部長	坂 野 昌 之
北海道教育大学講師	高 木 康 一
函館市中学校長会事務局員（函館市立の場中学校校長）	藤 井 壽 夫
函館渡辺病院院長	三 上 昭 廣

### 〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森 越 清 彦
-------------	---------

### 〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野 原 一 郎（地裁委員兼務）
------------	-----------------

### 〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	信 濃 孝 一（地裁委員兼務）
----------	-----------------

### 〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官	大 畠 崇 史
------------	---------